

野田市農業委員会だより 第40号

編集・発行 野田市農業委員会 〒278-8550 野田市鶴奉7-1 ☎04(7123)2128

新規就農者を訪ねて

三ツ堀に就農した 杉山 宏美さん



取材の様子：

杉山さんと木村推進委員

昨年、新規就農した杉山さんを訪ねました。杉山さんは、松戸市在住ですが、地元や柏市では手ごろな土地が見つからず、野田市農業委員会に相談に来られたところ、条件に合う土地が見つかり、収穫までこぎ着けることができたそうです。

就農のきっかけは、もともと会社員として食に関する仕事をしていた関係から、いつかは自分で作る方になりたいな、と興味があったそうで、そして、十数年勤めていた会社を退職、印西市のいちじょう農家で1年間研修を受けたそうです。

栽培作物は、約4,300坪のハウスに2品種の苺を栽培し、圃場内で直売や近隣スーパーへ出荷しているのです。

現在の営農状況は、ほとんど一人ですが、土・日は、夫が手伝いに来てくれるそうです。就農したばかりで色々気使つことが多く（自然災害等）、大変なこともありますが、少しづつ機械等を導入しつつ、規模拡大に繋げていきたいと話してくれました。

さらに技術を磨いて、おいしい苺を作り続けていって欲しいと思います。杉山さんは市内で四件目のいちじょう農家さんです。令和六年は五件目・六件目のいちじょう農家さんが誕生します。

取材記事 農地利用最適化推進委員

木村 安雄

- ・直売所情報
- ・月曜日を除く毎日10時から13時まで営業
- ・期間／1月から5月上旬まで
- ・住所／野田市三ツ堀255-3

野田市三ツ堀地先

令和5年度 千葉・東葛飾地ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会

松沼推進委員研修レポート



農地利用最適化
推進委員
松沼 貴

ブロック別研修会に参加して

例年開催されている千葉県農業会議主催のブロック別研修会は10月26日に八千代市市民会館で開催されました。

研修会の内容は、(1)地域計画の作成に向けた農業委員会の役割については、県農地・農村振興課より、(2)農地中間管理事業と農業委員会の連携については、県園芸協会より、(3)盛土規制法については、関東農政局より、(4)農業者年金の推進については、県農業会議より、(5)収入保険制度については、県団体指導課より説明がありました。

令和5年度に農業経営基盤強化促進法の一部改正法が施行され、「人・農地プラン」が地域計画として法定化されました。これにより市町村は期限内に地域計画を策定することになり、将来の地域農業の在り方を話し合い、農業を担う者ごとに将来利用する農地一筆単位で定めた「目標地図」を作成することになりました。

令和6年度野田市農業委員会総会開催予定日

- 令和6年 第4回 4月9日(火)
- 令和6年 第5回 5月9日(木)
- 令和6年 第6回 6月7日(金)
- 令和6年 第7回 7月9日(火)
- 令和6年 第8回 8月7日(水)
- 令和6年 第9回 9月9日(月)
- 令和6年 第10回 10月9日(水)
- 令和6年 第11回 11月8日(金)
- 令和6年 第12回 12月9日(月)
- 令和7年 第1回 1月10日(金)
- 令和7年 第2回 2月7日(金)
- 令和7年 第3回 3月7日(金)

農地を連続的にまとめる集約化が求められています。今後とも「将来の地域農業の在り方を考える」話し合いに取り組んでまいりたいと考えております。



画を定める地区割を決定し、モデル地区や重点サポート地区を設定しました。野田市でも農業者の減少や高齢化が進展しており、担い手不足や耕作放棄地問題など課題を抱えています。意欲ある担い手が規模拡大し効率的な営農を推進するため、

農地利用最適化推進委員の欠員により、令和5年12月1日付で新たに栗原英雄氏が野田市農業委員会会長より任命されました。

担当区域

三ツ堀（三ツ堀1～2、木間、下灰毛）、木野崎（下町、高根、鹿野、本郷1～2、新町）



農地利用最適化
推進委員
栗原 英雄

新農地利用最適化推進委員の紹介



貸付け

受け手

農地中間管理機構

- ①農地を借り受けます
- ②受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます
- ③必要に応じて、農地の利用条件を改善します

(公社) 千葉県園芸協会

農地を貸した
いなあ…

借受け



出し手

ご注意ください！

農地は転用できない可能性があります

農地の転用については、具体的な転用目的のない投機目的や資産保有目的での農地取得は認められていません。

また、優良農地を確保するため、農地の優良性や土地利用状況等により、農地が区分されています。

◆区分については次の表をご覧ください。

農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地に区分される農地は原則転用できません。

農地区分

許可の方針

農用地区域内農地

原則不許可

市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地

甲種農地

原則不許可(例外許可)

市街化調整区域内の

- ・農業公共投資後8年以内の農地
- ・集団農地（おおむね10ha以上）で高性能農業機械での営農可能農地

第1種農地

原則不許可(例外許可)

- ・集団農地（おおむね10ha以上）
- ・農業公共投資対象農地
- ・生産力の高い農地

第2種農地

第3種農地に立地困難な場合に許可

- ・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地
- ・市街地として発展する可能性のある農地

第3種農地

原則許可

- ・都市的整備がされた区域内の農地
- ・市街地にある農地



【人・農地プランから地域計画へ】

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、国では、(1)人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、(2)それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されました。

今後、皆様の大切な農地、人、地域を無理なく守って、よりよくしていくために、地域の皆様で話し合いを行っています。

お忙しい所とは思いますが、調査や話し合いへの参加にご協力をよろしくお願いいたします。

農政課・農業委員会

農家の皆様へ

農地の適正な管理をお願いします。

近年、農業者の高齢化や離農などにより耕作されない農地が目立ってきています。農地が遊休化すると雑草や雑木が繁茂し、火災や不法投棄、病害虫の発生原因となり、近隣住民や周辺の優良農地の耕作にも悪影響を及ぼします。耕起や草刈り、除草等を行い、農地の適正な管理をお願いします。



農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者のための、安定した積立式の公的年金です。

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方



◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が)遺族に支給されます。

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで(千円単位)
(35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円)

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例：認定農業者かつ青色申告者で35歳未満の人は
10,000円補助

農地の賃借料情報

農地を賃貸または賃借するときの賃借料は、一般には貸し手と借り手の話し合いによって決めます。その賃借料の目安として、農業委員会は農地法第52条の規定に基づき賃借料情報を提供しています。

農地の賃借料情報は、農地法第3条の許可申請書や農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の公告等の資料から収集した1筆ごとの賃借料として情報提供するものです。

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっております。

●令和5年1月～令和5年12月賃借料情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
田:基盤整備内	17,300円	22,800円	8,500円	79件
田:基盤整備外	10,300円	11,300円	10,000円	5件
畠	10,600円	21,500円	6,800円	159件

※1 データ数は集計に用いた筆数です。

※2 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

地域の皆様と共に貯金・各種ローン・共済

ちば東葛農業協同組合では、
コウノトリと共生する地域づくりを進める
野田市と共に、環境に配慮した農畜産物の
生産を推進しています。



JA ちば東葛
〒277-0861 千葉県柏市高田362番地
TEL 04-7140-2215㈹ FAX 04-7140-2216
<http://www.ja-chibatoukatsu.or.jp/>



水稻に玄米黒酢を空中散布しています。
減農薬減化学肥料による
水稻栽培を行っています。

お客様の繁栄のために私たちは全力で支援します！

細谷智之会計事務所



細谷智之会計事務所は、ご縁をいただいた方と、共に悩み、
共に考え、親身になって問題解決にあたる、心の通った会計
事務所でありたいと願っております。

■ 税理士 細谷智之
■ 税理士 鎌田修一
■ 野田市岩名 2-8-28 ■ TEL:04-7129-7561 ■ FAX:04-7129-7374

Pあり